九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

筑豊興業鉄道会社における炭坑係争事件

山田,秀 福岡県地域史研究所

https://doi.org/10.15017/13701

出版情報:エネルギー史研究: 石炭を中心として. 11, pp.158-166, 1981-10-01. 九州大学石炭研究資

料センター バージョン: 権利関係:

筑豊興業鉄道会社における炭坑係 分事件

Ш

田

秀

設 地収用の際の地価評定をめぐっての問題と鉄道布設のためにもたらさ 数多くの 題である。 ため鉱山借区内を走ることによって生じる石炭採掘不能についての問 の運炭鉄道としての特徴を示している。 ħ 年十月の建設以降三十年九月の九州鉄道との合併に至るまでの七年間 (一八八八)年に創設された筑豊興業鉄道会社においても、 中止及損害補償要求は殆んどが炭坑関係であり、 た公害等による布設中止及び損害補償要求問題が大半であるが、 十四件にのぼる訴訟事件を生じている。 道会社は路線布設に際し、 紛義を地域住民との間にひきおこしているが、 誘致問題、 即ち、 公害問題、 これらの事件のうち、 筑豊興業鉄道が運炭の 筑豊興業鉄道会社 土地収用問題等 明治二十一 同二十三 布 土

そのためこ 九月公布の鉱業条例により、 能炭に対する補償要求の史料である。 洞坑と思われる) 止工事に関してのものである。また(6~9)は直方御館山炭坑 て結ばれたのが⑴の定約書である。 ここに掲げた史料のうち⑴~⑼までは許斐鷹介経営の二つの炭 に認可された鉱区内での鉄道と鉱山の関係は判然としておらず、 者の承諾 うち②~5は新手炭坑における、 の定約書が定められたことは第七条で明らかであろう。 なしに試掘・ での鉄道布設工事 鉄道の地表地下とも三十間以内の場所で 採掘とも禁止されているが、 鉄道と鉱山との関係は、二十三年 (御館山切取工事) そして、 鉄道布設による坑道陥落防 これらの問題を予測. による採掘不 同 条例制定 (直方本 坑坑の

> している。 では被告である筑豊興業鉄道側も、 が、 を窺わせる。 に亘って掲載されており、 とも原告である垣生炭坑側が敗訴し、大審院に上告しているが、ここ よる採掘不能石炭に対する補償が争点となっている。 (体的な内容は今一つはっきりしないが、 史料(10)~(7) の既認可鉱山における鉄道布設 史料忉が判決文であるが、その全文は『門司新報』に五回 の垣生炭坑 における損害賠償要求事件である。 この事件が社会的な注目 第一 の問題が訴訟事件に 一審における判決理由を不服と 御館山炭坑同様鉄道布設に を集めていたこと 第一審、 まで至 第二審 事 ったの

具

収用法」 この間 おり、 られている―となっている。その判決理由は、 帯上告は法手続上の理由で却下されており、 か。 の関係では、 業権の上位と認める文言等興味ぶかいものを含んでいる。 判決は上告、 題に一 その中には坑区権と土地所有権の関係において土地所有権を鉱 或は「日本坑法」 応の決着をつけた、 「鉱業条例」 附帯上告とも却下し、 第二十五条を楯に鉄道布設の優位性を認め、 の法解釈をめぐっての論争が中心と 画期的なも 筑豊興 鉄道側の主張はほ 業鉄道側の のであっ 「鉱業条例」、 たのでなかろう 全面 鉄道と鉱山 勝利 「土地 なって ぼ 認 附

ሊ お、 とこで使用 した史料の出典は以下のとおりである。

(1) (4) (5) (9) (16)

麻生家文書 「筑豊鉄道会社緊要書類

(2) (3) (6) (7) (8)(10) (11) (12) (13)

同 筑 豊鉄道会社重役会決議録」

(15) (17)

門司 新報」

当用漢字をそれぞれ使用した。 豊鉄道緊要書類」 の が 社緊要書類」にも見られた。 変体仮名はふつうの仮名を、異体字は正字を、 他の異同は 掲載されておらず、 嵙 の翻刻にあたって読点、)傍註で示した。 17 ない文字は、 ここは 「筑豊鉄道会社緊要書類」によった。 「門司新報」には末尾の裁判官人名以下 なお、 中点及び (x) をつけ、 即ち、 史料切の判決文は「筑豊鉄道会 「門司新報」にあって「筑 当用漢字のあるものは 傍註を加えた。 逆の場合には また、 (欠) そ

定 約[]] 書

(1)

事 安達何四郎ト 治二十三年十一月廿一日筑豊輿業鉄道会社長子爵堀田正養代理幹 偪岡県鞍手郡下堺村許斐鷹介ト鉄道線路及石炭借区

関係ニ付定結スル条件左ノ如シ

第一条

筑豊興業鉄道会社ハ、 車 駛行ノ為メ許斐鷹介カ現ニ採掘の礦業ニ損害ヲ蒙ラシメタ 其線路ヲ許斐鷹介カ石炭借区ヲ通過シ、 、 ル ド 汽

筑豊興業鉄道会社其責ニ任スヘシ

許斐鷹介ハ、 筑豊興業鉄道会社ニ対シ許斐鷹介其責ニ任スヘシ 普通採堀法 ニ反シ乱堀シタル為メ鉄道線路ヲ陥落セシメタル時ハ、 筑豊興業鉄道会社線路直下又ハ近接地ニ於テ、 地方

許斐鷹介 下 及近接地石炭採堀ヲ止ムヘシト雖トモ、 一ノ実利ヲ積算シ、 筑豊興業鉄道会社ニ於テ請求スル 筑豊興業鉄道会社ハ許斐鷹介 其採堀 時 ニ対シ損害弁償 セ ハ鉄道線 サル 石 炭 路 八相 ジュ直

義務アリト

許斐鷹介カ石炭採堀起業以前採堀セシ空洞 落ヲ生シ、 鉄道会社ニ如何 ナル損害ヲ及ホスモ、 ノ為メ、 許斐鷹介ハ其責 鉄道線路

任セサ ル 勿論ナリトス

第五条

天災地変又ハ自 トアル時ハ、 各自負担スルモノトス 然ノ形勢ニ因リ、 地盤崩壊シ双方ニ 一損害ヲ 蒙

第六条

此契約者ノ双方又ハ一方ニ於テ、 其相続者ヲシテ此契約ヲ遵守セシムヘシ 権利ヲ他 ニ移転セシメタ ル時

第七条

宛分有スル者ナリ 社ニ於テ契約者双方立会此条約ヲ定結シ、 右明治二十三年十一月二十一日福岡県鞍手郡直方町筑豊興業鉄道会 令ヲ以テー 可ヲ受ケタル礦山 前 条契約ヲ為シタリト雖トモ、 般ノ成規ヲ定メラレタル時 鉄道布設ノ義ニ関シ、 此契約ト同種ノ条件、 前条約定ハ無効ト 証書弐通ヲ作リ互ニ壱通 政府ニ於テ法律又 即チ既 許

筑豊興業鉄道会社

幹事 安 達 何

四郎

岡県鞍手郡下堺村

福

介

許 斐

(2)乞ヒ、 後請求セル煉互ヲ以施行云々ノ件ハ尚又鉱山監督署技 許 ル 斐新 Ŀ ニテ監督署技師 新 手炭坑陥落予防工事ハ目下計 入炭坑松田 B技師、 ノ差図ヲ受クル 本社村上技師立会□□坑中 コト 画 ノ通施行スル 決ス コ は師ノ ٢ 実査シタ 、出張ヲ 其

(明治二十五年六月三十日 重役会決議

(3)スヘシ 新手炭坑陥落予防工事是迄着手セシ方法順序ニ依り施工スヘシ、 礦山 監督署技師 ノ指 図アリタ ル ŀ キ 更ニ重役会ニ 附議実施

(明治二十五年七月十二日 重役会決議

(4) 拝啓仕候、 監督書往復書類写し別紙の通り御閲 唯今相□より御来服ニ由リ新手炭坑内予防工事ニ関スル 覧に供し候、 □□御往談被成

度 取急□□如此に御座候、 頓

九月廿七日

午後七時半

直 方ニテ

痳

生太吉様

手炭坑予防 工 事 0 義 17 付伺

別 紙図 往 鉄道線路直下二 面 及仕様書の の通り設 該ル福 計相 岡県鞍手郡下境村新手炭坑坑内予防 整候二付御調查奉願候条、 何分ノ御 I 事

指 揮 被 成下 ·度此段相伺候也

明 治廿五年九月十三日

専

務取締

役

福岡鉱 Щ [監督署長殿

Ø |面ハ騰写ノ時 間 ナキ 故略ス)

子 防工事仕様

> 線路中 工事ヲ 実施ス 心 3 IJ ŧ 凡拾 五間 以 内空洞ニシテ危 険 5.ノ慮ア ル 部 分ニ 予防

予防工事ハ木積及空木積ヲ設 存在スル場所ニハ木積ヲ施シ捨石ノナキ場所ニハ空木積ヲ設 ルニ 在 IJ, 但 木積 用 = 適スル 捨石

木積及空木積ニ使用スル木材ハ末口五寸以上長サ六尺以上ノ松丸

太トス

セ ナレトモ、実地ニ臨メハ必ス之ヨリ増減アルベシ、 木積ノ数及空木積ノ数ハ前項ノ理 実 合計個数ハ五尺層内ニ凡百八十個、 施セハ、 ル 位置 (位置モ実際変更スルコトアルベシ) 此予算ニ大差アラサルベシ 由 三尺層内ニ凡七十五個 依リ予 及個数ヲ目的 メ定メ難 但シ概子図ニ示 シト リノ見積 ۲ 雖 汽其

右 対スル 指

邨上享一

筑豐興業鉄道会社

新手炭坑予防工 落成ノ上ハ 鑛業上の危嶮ナキモ 事ノ 義ニ付 伺 ノ趣ハ、 ノ ト 仕 -認定ス 様 書ノ設計ヲ最低度トシ完全

木積ト木積ト ノ中間 八万止 ームヲ 得サル場合ヲ除 ク ノ外ハ六尺ヲ超

過 スベカラス

眀 治廿五年九月十 Ŧī.

福岡監督署長 印

此指令二対 スル 問 合書

其範囲 伺 ŀ 書ニ 啓 箇所 間 陳ハ新手炭坑予防工 添付セシ図面中江木積 1層殊ニ 丙 モ ト相 有之候、 堅固 心得可然乎、 右 ナル炭積ノ存在スル近傍 ハ御指令書別万止ムヲ得サル 事伺 予メ御明示ヲ仰 ノ配置夫ニ記入仕候通に ニ付御指令書正ニ拝承仕候、 丰 如キ 度 場合トアルヲ敷衍シ、 此段御問 ハ其距離凡五間 て、 木積ト 然 合申上 ル _ 一候也 以上 木積 先

廿 五年五月十 七日

当督署宛

社 名

此 右問合書ニ 書 意 類 概略記載致可 唯今 一対ス 主 任 ル回答書左ノ如 は 退社後 申 候 にて一寸捜索 (邨上白ス) 得ズ、 不得止 小 生 記 憶

施 断 炭柱ノ存在セル 距 行 層 離 シ能 中 箇 蕳 処 ハサ ナル 五尺ヲ超過スベカラズ□□ ル場所ヲ指スノミ、 ノ ミ 、 者ハ安全ナル 万止ムヲ得サル場合トハ坑道狭隘ニシテ実際 モノナシ、 故ニ本指令書ノ如ク木積ト木積 少シ ク堅牢ナル部分ハ 重

(5)客年十二月廿三日付執達吏ノ手ヲ経テ御送付相成候御書面、即 貴 テ 事 ヲ I カ デ業ヲ妨 袓 積算シ、 事 モ ル ずの為 ニハ予テ為取換約定モ有之儀ニ付、 入坑ノ御相談ニ キモ為念相 区内鉄道線路直下坑内予防工事相成度二付、 メ採 ケラレ候損実ノ実費等併セテ 其 金額ヲ貴社ヨリ直チニ御弁償相成リ、 堀ヲ得ザ 談二 応スル ル坑内坪数ニ含有スル石炭ノ量数ニ応シ実利 及ブト 処ニー決仕 ノ御趣意ニ付、 御賠 候 該約定第三条ニ 此段御回 償被成下 其後組合員評議仕候処、 入坑之儀差支ハナ 答申上候 候ハゝ、 猶又工事中 拠リ、 何時 予防 採炭

筑 豊興業鉄道会社 事 務 処 廿

六年

一月一

日

許

斐

介

小 Ш 改 蔵 殿

(6)

而 直 百 万斤 方 ・テ当 御 館(Ⅲ) ۲ ・仮定シ、 時 Ш 記線路ニ 炭 坑 ・要求ハ将 当 壱万斤 ニ 付壱円 ル 掘割 土中ョ 来七ベタ炭採掘高補償 IJ ノ見積リ 掘出 シ タ以 タ ル石炭費消 テ 補償スヘキ旨回 ハ全の謝絶シ、 ⁄ 分凡ソ

前

述

如

ク鉄道直下及近接地

採堀ヲ差止

メラ

V

ソ

V

ガ

為メ

答スヘシ、 拾円マテヲ 尤尚 支 出 シ協議ヲ為スヘキ 五拾円ヲ増 シ折 合ノ付クへ コ ٢ ス キ見込ナ ル ۲ 百

Ŧī.

廿 五年八月十四 日 重役会決議

- (7)位 御館山許斐炭坑借区 会 th th 斐ョリ 二於 テ調定ノ見込アルトキハ其範囲 五年九月六日 テ金百五 ノ要求金額ハ壱千円ニシテ到底協議シ難シ 拾 重役会決議 円マテヲ支出 |内線路切取ノタメニ ロシ協 内 ニ於テ熟談ヲ 議ヲ 採掘セシ ナスコ ۲ 石 ナ 炭補 ٢ スコ 決議 雖 モ三百円 償 ٢ セシ ۲ ス E 前
- (8)味 御 館 山助次郎 山炭 坑風洞実査 へ金五円 プ為 贈与スル メニ コ 依頼セシ長 ٢ ۲ ス (綱好勝 氏 = 金参 治円、 小

廿

五年十一月五日

重役会決議〉

(9)踊り候条、果シテ貴社 (幅) 小生ニ於テハ其ノ為メ (謹啓、 度候、 シ者ニ H 其採堀セ レ 面ヲ以テ御差支有無御問合 1坑道修繕ニ着手仕候、 親シ 論之事ト奉存候、 キ次第二付採堀相止可申候、 接セリ、 之」有二付、 兎 無之候条、 陳者御館山鉄道直下及近接地小生借区内石炭採堀ノ義 ザル石炭ノ実利ヲ積算シ、 ・モ角モ坑内通行ヲ便ニセザ 御協議ノ上、 果シテ貴社ニ於テ相差支有之ト御認ニ相成下候、 然ル処只単二鉱業条例二拠リ採堀ヲ差 鉱業条例第二十五条ニ拠リ相談ニ応シ難キ旨 可成パ貴社 乍併 メ多額之損害ヲ醸シ、 是亦約定ニ基キ地方普通採堀 此段御聞置 小生ハ決シテ賠償ヲ目的トシテ坑業ヲ企 ここ及置 ヨリ 然ルトキハ為取換約定第三条ニ依り、 採堀法御 キ候処、 貴社ヨリ損害御賠償被成下候 被下度候 レハ実地御立会ニ差支候 実ニ言ベカラザ 示シ 該採堀法ニテハ危 被 下 止 レメラレ 法ヲ以テ採堀 坑内実地 ル 候テハ、 致方モ 困 御 険 難 □ 就 恐 図

ノ両様急ニ御社中御評議之上御確答被成下度願奉候也ル小生ノ損害ヲ御弁償被成候敷、又ハ協議之上採堀ヲ諾セラレ候

カ

直方炭坑主 許斐 鷹 介

廿六年一月

筑豊興業鉄道会社専務取締役

小山改蔵殿

(**V**)

ジカタキ旨ヲ以テ確答スルコトニ決ス(1)一垣生炭坑主ヨリ請求ノ該坑ヲ会社関係人エ買入方ノ件ハ相談ニ応

(廿五年六月三十日 重役会決議)

(11)

垣 法庭ノ争ヲナスモ其謝絶セシ理由 鉱 東京相談役ニ申送リ、 与フルニアラス、併シ十分其要求ニ応ス可カラサル根拠ヲ堅クシ、 固 生炭坑ノ要求ハ重要ノ件ニシテ、 山監督署ニ申出テ其意見ヲ聞キ、 ヨリ (凡二十日間)、 ナカラサルヲ以テ、 ^避クヘキモノナルニ付、 東京ニ於テ法律家ノ鑑定ヲナシ、又 而シテ本件ハ坑業条例ニ依レハ、河川ノ下 該坑主ニハ其決答ノ猶予ヲ申向ケ置ク 鉄道布設ノ為メニ採堀ノ妨害ヲ ノ明カナルコトヲ取調置ク為メ 且将来各所ニ其影響ヲ及ホ 然ル後応否ノ決答ヲナスヘキ 一面 ス

(廿五年八月十四日 重役会決議)

協議ニ応シ難キ旨ヲ以テ謝絶スルコトニ決ス(2)一垣生炭坑借区内ヲ線路ヲ以テ横断シタルニ付損害補償熟談ノ件ハ、

(廿五年九月六日 重役会決議)

面談ヲナスヘキコトトス頼スルコトトシ、先ツ本人ノ意見ヲ聞キ、然ル後尚樋口吉造ヘモ紀一垣生炭坑訴訟事件本社代人ヲ佐賀市代言人法学士神崎東蔵氏ニ依

(廿五年十一月五日 重役会決議)

44○筑豊鉄道会社に係る訴訟

控訴を、去二十日長崎控訴院へ提出せり筑豊興業鉄道会社専務取締役小山改蔵氏に係る金七万五千二百円の敬手郡直方町飯野範造氏の代理にて福岡組合代言人小野隆太郎氏は、

(二十六年二月二十五日)

的○筑豊興業鉄道会社に係る訴訟

改蔵氏代理原嘉道氏に係る損害要償壱万五千円請求事件は、去一日本県鉱業人飯野範造氏代理人小野隆太郎氏より、同会社取締役小山

(二)十七年二月六日)

小野氏より大審院へ上告したるよし

負担タルベキ旨即日言渡アリタリ月八日民事総部ノ審問ヲ開キ、上告ヲ棄却シ、訴訟費用ハ上告者ノシガ、同院ニ於テハ竟ニ裁判所構成法第四十九条ニ拠リ、廿七年ニシガ、同院ニ於テハ竟ニ裁判所構成法第四十九条ニ拠リ、廿七年ニ原告ノ訴ヲ棄却シタルニ付、同人ハ此判決ニ服セス大審院ニ上告セ()飯野範造ヨリ係ル垣生炭坑損害要償事件ハ囊キニ長崎控訴院ニ於テ

(二十七年三月三十一日 第十回報告)

が○興業鉄道に係る上告事件判決書

会社専務取締役を相手取って出訴したる全鉄道に対する損害賠償訴県下遠賀郡垣生炭坑々主鞍手郡直方町飯野範造氏より筑豊興業鉄道

の仝院にて右の上告を棄却したり、 訟事件に付、 更に該判決の全部破毀を大審院に上告したるが、 原告は客年四月十二日長崎控訴院に於ける判決に服 其の判決文は左の如 去る三月八 日 t

廿六年三百四拾三号欠]

判決正本

上告人 福 岡 県筑前国 [直方町 `大字直方百八 番 地

-民鉱業

飯 野 節 造

訴訟代理弁

野 隆 太郎

飯 \blacksquare 宏 作

浜 地 郎

高 美六

鈴

被上告人

福岡県筑前国大字直

方

小 Ш 改

蔵

筑前興業鉄道会社専務取締役

右訴訟代理人弁護士 原 嘉 道

岡 Ш 兼 吉

石 原 毛登馬

日言渡したる判決に対 右当事者間の損害要償事件に付、長崎控訴院が明治廿六年四月十二 立をなし、 被上告代理人は上告棄却の申立及ひ附帯上告をなし、 Ų 上告代理人より全部破毀を求むる旨の申 上

本件は審判上前判決例と相反する意見あるを以て、 ・九条に拠り、 民事第一、二部連合して判決すること左の如し 裁判所構成法第

告代理人は附帯上告は棄却の申立を為した

判 决

本件の上告及附帯上告は之を棄却

附帯の上告に係る訴訟費用は附帯上告人之を負担し、 は上告人之を負担すへし 其 の上 一告費用

但危害の虞なきものは其承諾を拒むを得す) 計として鉄道敷置の為めに損害を蒙らしめたることあるに於ては、 るに原判決は其段に於て(云々控訴人「上告人」か炭坑借区の許 坑法に(云々企つる)とある其企の字の意味に徴して明瞭 間 路 第十七款に(試堀開坑或は通洞を企つるには舎屋・鉄道・ 上告の論旨は、要するに其第一点は鉱業条例第二十五条に 告人に賠償の責任あることを論定し置きなから、 之に対し賠償の責に任すへきは当然の義務なりとす)と、 を得て一の私権利を成立したる上は、 のに在ては、 物等の未た形成せさる以前に於て已に坑区権を得採堀に着手せん 其場所を採堀せんとするものに対し規定したるものにして、 を同しくせり、 廳若くは所有者の承諾を経るに非れば試堀又は採堀を為すを得す、 々及建物より地表地下とも其周囲三拾間以内の場所に於ては所轄官 以内の地を避くへし)とありて、 の如き其害を受くへき場所は度を計て之を避け、 所轄官庁又は所有者に対し求諾の義務なきこと旧日本 而して該条例は鉄道・建物等に後れて坑区権を得、 新旧法律其辞を異にせるも其意 被控訴会社 とあり、 其後段に於て(云 「被上告人」の設 殊に城壁は七拾 又旧日· 即ち被上 なり、 河流及道 (鉄道 鉄道 本坑

したるに非るか故に、 立 々之を再説すれは控訴人か其左右三拾間の採炭を為すを得すとの申 「前に掲載しあるを以て略す」とありて、 立は鉱業条例第二十五条に依りたるものと認むへきも、 危害の右無等詳細之を協議し、 控訴人か損害の如何は被控訴会社に対し採堀 然る後にあらされ 絶対的鉱物の採堀を禁 該条には云 は損害の

抑現 拾間 猶ほ て上 先 仮令被上告人より進んて採堀の承諾 し損 第二十五 を誤用し法律の適用を誤りたるものなり、 権 日 布 其 侕 さるもの Ď, 坑 区 所 る為め損害を蒙りし事実を陳述し、 合 るは観見き条理な を要求することを得へし、 して上 したるは迷誤も亦太甚し」其第二点 要求 実 損 求 得 採 なり は之を不問に 日 は たる上 他 の損害ある場合即ち石炭を採 害賠償を 。 の 諾 人の しも 堀 むる 本 12 一条に拠 人の するの 得 告人は原裁判所に於て、 す とするも、 Ú 事 0 行 坑 於 っる能 義務あるも 承 実にして三 t て事 請求を付け の か為めに該条例 を得さるにより、 法 け なれは、 諸を求 意に反し其既得権を害し且損 告 ß る上 り損 0) 業 はさるに至らしめたるや否やを判断するを必要とす、 請 場合に至らざるや論 れ たる鉱業条例 規 17 付 求 か 害要 定 告 着 むるの手順 れ 必要の点に対 一拾間以 之に対して判断を与ふへきも はなり、 後に鉄道敷設を計 あゝ 手 たるは不法なり」其第三点は上告人か本件の 12 人の 人の権務は明治したるは明治 Ų /償の訴訟を為したるにあらさるを以 却て不必要なる求諾有無の点を判断 従 如 17 ዹ 然るに 何となれ でも断 之か 上を採堀し 拠り請求したるものとなし、 ^ 故に を尽したりや否やを審究せ の支配を受くへきものにあらす、 ŧ 被上告会社の し判断 定したるは、 手 明 ŧ 本件 を与ふるも、 治廿二年十月 堀する能 原 を俟たさるなり)と、 順をなしたる上に 治六年 甲 の は己れ承諾したりと は仮 裁判所は 12 の如 第 を与へさる不当 得さる場合に於ては之に対 画 害賠償の責を免るゝ 且元来上告人は鉱業条 U りに原判決は適用を誤ら せる被上告会社 て 号 く損害 太政 はさる場合に)鉄道 艻 偶々其損害の 鉱業条例第 上告人は 明 七日 至第七号証 官 のなる 心坑区 治 ありと主張する 第 廿五 にあら なるを以 の裁判なり、 百 年六月 K を横断し h 拒 於 己 該条を適 3 五十号 を以て より に坑坑 事 事実三 $\hat{\tau}$ h 7 対 n を得に時 、原裁 て、 は Ŧī. ば ú 然 若 例 条 区

叉は

す

きもの

15

n

Ιζ

ŋ

然

は上告人に事

実損害

とするも、

右 為

の制限内に

於る損害は

法律

Ö n

結

果より生する処

のも

難す 此制 後に区 依施以 二十五条の手続 て此条例を遵奉するときは、 後 17 るものにあらす、 十日 を避 ても、 則 上 依テ之を案するに、 辞すること得さるも 所 度を計り之を避くへしと云ふに在りて、 可 趣 る を する舎屋 る は均 為に 避け の意義 ありしと若くは遠く其以 を得たるときに、 の は坑業を為さんと企図する場合、 17 17 !採堀を Ź 限 前許 けす 制 は 第百十二号の判決に於て明示せらるゝ所なりと云 背 原 同 たるや同 別 しく之れを遵奉すへきもの 或る事情に 限 原因し果して損害あるときは、 さるを得さるに至らしめたる事 反するも 裁 なく、 採堀の進行を為す可 条 此例外則を除く 可を得たる試堀 判 を なりと解 例第 鉄道まて包含せ 示 所 したる規定 は 条中 $\frac{1}{+}$ 現に是等のも を経されば試堀又は Ŏ 鉱業条例を本 より なり、 何となれ するを以 Ŧī. 明文を以て指 上告第一 亦当 其坑区内に舎屋・ 条は 、既に設置せられたる鉄道有之以 17 0) 人又は借区人に対する例 一然の筋合なりとは、 而 前にありしとに論 て普 るものにあらす、 外鉱業人の権利の成 は鉱業条例第九章 して該法の 点に は 般 Ō 屋 からさるは条理上当然なれと て、 件に適用 舎・ の試堀又 1形成しあ 通の なり 示せらる 総 於て原裁判は法律の での 鉄 即 採堀を為し得 解 道等 と解釈せさる 鉄道等の既設 釈とす 其者に於て之か か、 ち試堀開 企の文字 したるは即 鉱業 は 坑区 採堀 る場所 の形 7 後に手を下したる 所 なく、 るを以 Ó 御院明治廿六年六月二 尤坑区権 権取得以後 /は皆 権 なる 成 ,は或 坑等を 立か日本坑 附 でと試 其 17 外則 ち法律 さるの 則 鉱 か 於 可 乏に モ しあ る事 17 て、 堀出 た於て 適用 故 7 業 補 取 出 1 からす、 を Ŀ ৯ 条例 得以 分新たに るに 制 は 揭 17 償 柄 芣 ١٢ は 願 ょ の責 法文の 対 限 同 願 法 け 此 æ して其 を 遡 条例 実 たる 其 於て 企図 て 此 後 0) 誤 及 あ 条 方の 其 危害 の 施 任 試 法 17 侕 時 例 h 17 の 律 之 旨 第 前 の to 於 す 原 代 17 実

於て 得す、 請 の みたるときは仝条例三十五 何 を求 る 長 示 求 12 の瑕瑾ありと云ふことを得さるものとす」又其第三点に於ても原 有 42 の権内に属 1会社 区 15 諾 行す 止 日 所は法則 無と採堀すること能 条例第一 ţ て、 要するに上告人は鉱業条例を遵奉して土地 る筋 一まり、 容 旨 損害を法律上の 其 れ 点 迷 権なる者は或る坑区 本坑 求 云 へき地位 石炭 は上 々は 要 n は の規定あり、 42 に於ても原裁判は必要の点に判決を与へさるも 誤 同 被 対 此順 なきも さるもの 上告 法 13 きもの 条例第二十 一十五条但書の場合に於て、 (を採堀 是れ皆 し苦情を述ることを得さる 来弁明する如く、 因るも 第十 を不当に 上告人は鉱業条例の支配を受くへき者なるを以 序を経たる 7) 土 会 のとす、 在る者 地 屯 司 故に上告人は此点に なるを以 社 なり、 款の '法裁判権の立入るへきものに非 する能は 鉱業条例 のとする の 71 是に由る 結果以外に 所 適用したるものに 五条を引用 対 なれ 有権を害せさる限度内に於て行使するを得 はさる場所の し責任を負 (企ツル) ものに 内に於て其 要するに 故 条に依り所轄鉱山 7 に原 さるも、 を誤解し ŧ て之を観 は 仮令上 其 裁判 非るを以 生したるものと思惟するも、 到 迷誤 此他上告 したる点に付て ع 右 底 は 地下に 所は必 這 云 n 告人は被上告会社か たる論告 対 条例の現 境域とを判別するは は 上告人は同 し は法 ふ文字の 非 は、 危 而己ならす、 しても Ě Ť え、 す 険の虞なくして承諾 人 告 へきも 総ての 律上 在る或る鉱物を採 要の点に 監督署長の判定を請 ハか原裁 人の 定に 何となり 原裁判所は上告 17 亦 解釈 |条の制 の結果に属 過きさる 所 非 権 は暫く上告 の 基く 時 、難を試 す、 有 利 判 73 態に 判決を与へさ 姑く上告 17 ħ 者 17 12 とき 限 就て弁明 は第一に 然るに上告 0 17 ず、 対 何 右監 於て 鉄 ě を 向 むる 17 し喋々す 5 恪守 て 道 非 Ó V 人所 0 随 危険 者 督署 を拒に 人に とす 布 承 ۲ 影 て 鉱 0 求 す 殊 説 被設 を 諾 響 原

> の +

る 3 弁明により会得すへし るも ŧ 0 のとす、 71 して、 借区 而 て上 許 可 の早晩を以 告 人の引証する判決例 で所 有 者 の権利 17 循 を争 はさる ・ふことを見

の

附

は之を排斥すへき者とす 何等の 上告人は原裁判の 相立す」 す 権利として上告の訴 分なる利益を享け 一文に対し 带上告 れ 請 たる判決は其当を得さるを以て之を 決 棄することを判決主文に掲けたるは法律 ō 而 八主文中 は原判 ふと云ふに在れとも、 其説明の 判 己 効果も之を生ずる者に非す、 決と其 を取消す と明記しあれは、 する理由 第 決主文中附帯上告人か破毀を求むる文字は当 「明治廿五年十二月廿 点は、 理 結果を全くし、 へき上 由 為め十分なる利益を受るものとす、 に不当 0) 仮 かかきは、 凡そ判 権 初めにも 訴手続 を生 なる点ありと云ふを以て、 原裁判 此 決とは せ (請求は正当の理由 原告の請求を排 其 きあることなし、 さる筋なるを以て、 不 (主文に対 利益 は 八 其 殊に其末文に於て控訴 日 判決主文を 0 廃 偪 事 し木 棄 岡 Ţ す 地方裁判所 違背の裁 き以上 服 斥 との四拾 然るに なきも せら を申 称 随 は、 第一 判 立 れ る 原裁 7 たるに Ō 小倉支部 15 て 此 時 غ 審裁 附 五字の 0 帯上 附 X 者 17 湯帯上. 0 か 12 依 判 係 理 告人 て原 対 か与 請 何 破 は 由

を

 \sim

15

判

廃

審

n 主

特別 ٢ 控訴会社 如く 借 附 せら る 15 12 地 帯 れた 於て、 控訴 人 Ö れバ上告人か有する採堀権 上告第二点は、 関係あるもの れとも、 一の設計として鉄道 借 人か炭坑借区の許可を得て一 之に対 家人・ 盖し此 小 賠 作 原判決に は総て之を包括したるものなれ 償 人而己を 理由 の 布設 責 たる 17 の為め 云ひたる は特別法 任 < 法律 す可 「土地収 ŧ 17 の 違背たるを免れさる可 にに拠り は当 損 私 17 非すし 害 権 用法第 一然の を蒙ら を成立 政 義務 Ť 计三条 府の与へら し ば、 したる上 なり めたるこ 本案事 も其 の 関 係 ħ 土 たる 実 地 人 あ 何 明 被 17 は

を なきに、 を以て、 鉱業条例の規定は、 業者 らす、 17 n 土 責任 ふに つく ありと仮定するも、 Ξ n 廿三条に所謂関係 包括するものと解釈し、 すと雖 地収用 条に 依 は 自身口存口法律の なり、 T, 補 其 在り、 をニし 堀 其 ありと説明するも、 とある其関係の文字中には、 損害と云ふ可からす、 「か鉄道所有者の承諾を経るに非されは採堀するを得すと云 償 〈起業者に於て坑区に係る土地を収用若くは使用する為め鉱 土地地 良し又之を関係人なりとするも、 の如きは之に包括するものに (云々其土地に対し特別の関係を有するものある場合に於て 此規定に由り上告人か採堀するを得さる部分を生ずる 原裁判か之れに背反したる説明をなしたるは不法なりと云 Ť, غ 法 の 本 本 ŧ の誤解に属し、 案上告及ヒ附帯上告は之を棄却すへきものとす 件上告は民事訴訟法第四百五拾二条、 責なきこと明 依て察するに原院は上告人所論の如く土地収用法第二十 の 土 地上に関係を有するものの謂にして、 地 其主文に於て上告人の請求の排斥したるは相当なる 人に包括せしめたる原判決理 所 常に一般に坑区権に施す可き法律上の制限 這は鉱業条例に拠り上告人か得たる借区特権其 有権に何等の関係を有せ 制限にして、 之れに基き原判決上被上告人に損害賠償の 確なりとす、 右 其適用を誤れるもの 従って之を賠償するの法理を生すへき筋 (其土地に対し特別に関係を有するもの 之れを以て被上告会社の非行に基 其地下に在る鉱物採堀のことをも あらす、 左すれ 凡そ鉄 は此点の原判決理 故に土地収用法に す、 17 由 道 之を土 同第四百九拾三条 して不法たるを免 は の周圍三 不当なる而 地下に在る鉱 地 一拾間 収 用 由 依 なる 己な 法第 は は 業 る ع

> (判 判

判判判判

事事事事

Ш

次郎

西 芹

政

温

事荒木博臣及ヒ判事児玉淳一郎ハ病気ニ4

明 本ニ 治 Ħ 宅 依 年四 り此 月 Œ 八 本 H j 作 N モ 1

ナリ

つ 室 付 (麻生家文書) 記 記して感謝の意を表 ۲ の史 料 紹 北九州市立中央図書館 介にあ します。 たって、 麻 生 セ (門司新報) メント株式会社社 のお世 話 資 17

大審院連合民

(事部

判

長判

事

 \equiv

好

元 退

判 判事

中

村

栗

塚

吾 嘉 蔵

治廿七年三月八日 判 事 事 事 増 寺 本 戸 島 尾 武 敬 郎 平 直

明

事 長谷川 喬 **蔵**

本多康直

井

Ł

Œ

高本豊二

付署名セス

三好退藏

- 166 -